

# 第3期川崎市子どもの権利委員会報告書

2010（平成22）年9月

川崎市子どもの権利委員会

## はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。

第3期川崎市子どもの権利委員会は、市長から、「子どもの相談・救済」についての検証という諮問を受け、2008（平成20）年10月から活動を始めました。子どもの権利に関する実態・意識調査、行政による施策の自己評価、それらをもとにした行政や子ども・市民・NPOとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め、市長に答申しました。その答申後に、川崎市立中学校の生徒が自死するという痛ましい事件が起こりました。このような事件が2度と起きないようにするためにも、答申の速やかな実施が求められます。

川崎市子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にも先駆的かつ貴重な取り組みであり、日本の自治体さらには韓国の自治体からも注目され、影響を与えています。また、ユニセフのプロジェクト「子どものやさしいまち」にも合致する取り組みです。その一方で、川崎市の行政や市民のなかに、子どもの権利委員会による検証活動が認知され、効果を上げているとは必ずしも言えない現状があります。その意味でも、この報告書が活用されることを願っています。

この報告書は主に次のような目的で作成されています。

第3期川崎市子どもの権利委員会の活動を自己評価し、第4期の権利委員会に引き継ぐための資料とする。

子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とする。

行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とする。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが必要です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくために、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2010（平成22）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒 牧 重 人

# 目 次

## はじめに

### 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証・・・・・・・・ 1 頁
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 5 第3期川崎市子どもの権利委員会の検証イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

### 第3期川崎市子どもの権利委員会の活動

- 1 「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- 2 「子どもの権利に関する実態・意識調査」
  - (1) アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
  - (2) ヒアリング等調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- 3 施策評価事項についての提示、評価報告及び市民意見
  - (1) 施策評価事項の提示、事業調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
  - (2) 子どもの権利委員会と行政・市民・子どもとの対話・・・・・・・・・・ 13 頁相談・救済に係る施策評価事項の提示から答申までのフロー・・・・・・・・・・ 15 頁
- 4 川崎市における子どもの相談及び救済について（答申）・・・・・・・・・・・・・ 16 頁
- 5 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画に向けた権利委員会意見・・・・ 17 頁
- 6 第3期川崎市子どもの権利委員会報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁

### 第3期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

- 1 実態・意識調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 頁
- 2 施策の検証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 頁
- 3 行動計画への意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 頁
- 4 委員会の組織・運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁

### 資料

- 1 「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問・・・・・・・・・・・・・ 26 頁
- 2 川崎市子どもの権利に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 頁
- 3 規則、答申、調査結果のホームページアドレス一覧・・・・・・・・・・・・・・ 35 頁
- 4 委員会等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 頁
- 5 委員名簿等・・ 40 頁

## I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

川崎市子どもの権利委員会第3期(2007(平成19)年9月~2010(平成22)年9月)の活動を報告するにあたって、第1期および第2期の報告書と重複するが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

### 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

#### (1) 子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者的機関である。ここでいう検証とは、子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、子ども施策の進展にむけた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体ですすめてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましくない結果をもたらすこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもにかかわるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づく。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるのである。

#### (2) パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づく第三者評価というよりも対話的な手法のもとで、子どもの権利委員会と行政や市民・NPO等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しない。市民・NPOのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実

や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、権利条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加がいっそう重要であることはいうまでもない。

施策を検証する者、施策を実施する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・NPO、あるいは行政と市民・NPOとのパートナーシップについては、第3期においても課題は多い。

### (3) 子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」(第38条第4項)から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。

意識実態調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政では、関連部署で構成される「子どもの権利施策推進部会」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

## 2 子どもの権利委員会による活動の実際

第3期子どもの権利委員会は、4ページの図にあるように、まず、第1期および第2期の調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもの相談・救済」を一つの柱にした、子どもの権利や権利条例にかかわる実態・意識調査を行った。この調査の特徴は、住民基本台帳および外国人登録原票に基づく無作為調査でデータの価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていること、子ども・おとな・職員に同様のアンケートをして三者の意識のズレを把握できるようにしていること、多様な文化的な背景を持つ子どもや施設で暮らしている子どもらへのヒアリング等を同時に行ってアンケート調査を補っていることなどがあげられる。

その上で、子どもの権利委員会が設定した視点・項目等に基づく「子どもの相談・救済」に関する施策の自己評価を行政に依頼した。特に意識したのは、1でも強調したように、相談・救済にかかわる行政の活動が子どもにどのように届いているかという点と相談・相談機関間の連携である。また、現状をしっかりと把握するとともに、活動の成果をきちんと確認し、その上で課題を明らかにするという点である。施策の成果を踏まえない課題の提示は施策の効果的な改善をもたらさない。その後、この行政による自己評価の結果を広く市民に公表し、意見をもらった。

それらをもとにして、行政、市民、子どもとの対話を行った。行政との対話において心がけたのは「建設的対話」である。子どもの相談・救済にかかわる現状・成果・課題を共有した上で施策の改善点について提言が行えるようにした。また、市民との対話では、第3期では、子どもの相談・救済活動を推進しているNPOの人たちとの対話を大切に

した。さらに、子どもの権利委員会による検証には、当事者である子どもの参加は重要である。この対話においては、子どもが活動している場に出向いて、子どもたちが話しやすい場や雰囲気で行うことが大事なので、第2期と同様に、川崎市子ども夢パークに行き、川崎市子ども会議の子どもたちと意見交換した。事前に子どもにわかりやすく趣旨を説明すること、参加を強制しないこと、自由に意見が言える雰囲気をつくることを心がけた。このような方法により、子どもの自由な発言を聴くことができたといえよう。子どもの意見表明では、実態・意識調査におけるヒアリング調査も有効であった。これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、子どもの相談及び救済について市長へ答申をした。

行政は、答申を受けて講ずる措置を検討し、子どもの権利委員会に報告をするとともに、市民に公表した。

さらに、このような検証結果および第1次・第2次の行動計画の実施状況を踏まえながら、子どもの権利委員会は第3次行動計画についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて実行計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画(plan) 事業の実施(do) 評価・検証(check) 措置(action) 計画策定(plan)という一連の新実行計画の進行管理体制とも一致しており、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能も兼ねている。子どもの権利委員会は、この1で指摘しているような視点と手法に基づいているために、その外部評価的機能はいっそう効果をあげているといえよう。

### 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例が子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立したにもかかわらず、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、子どもの権利委員会の行った意識・実態調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・NPOとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・NPOに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

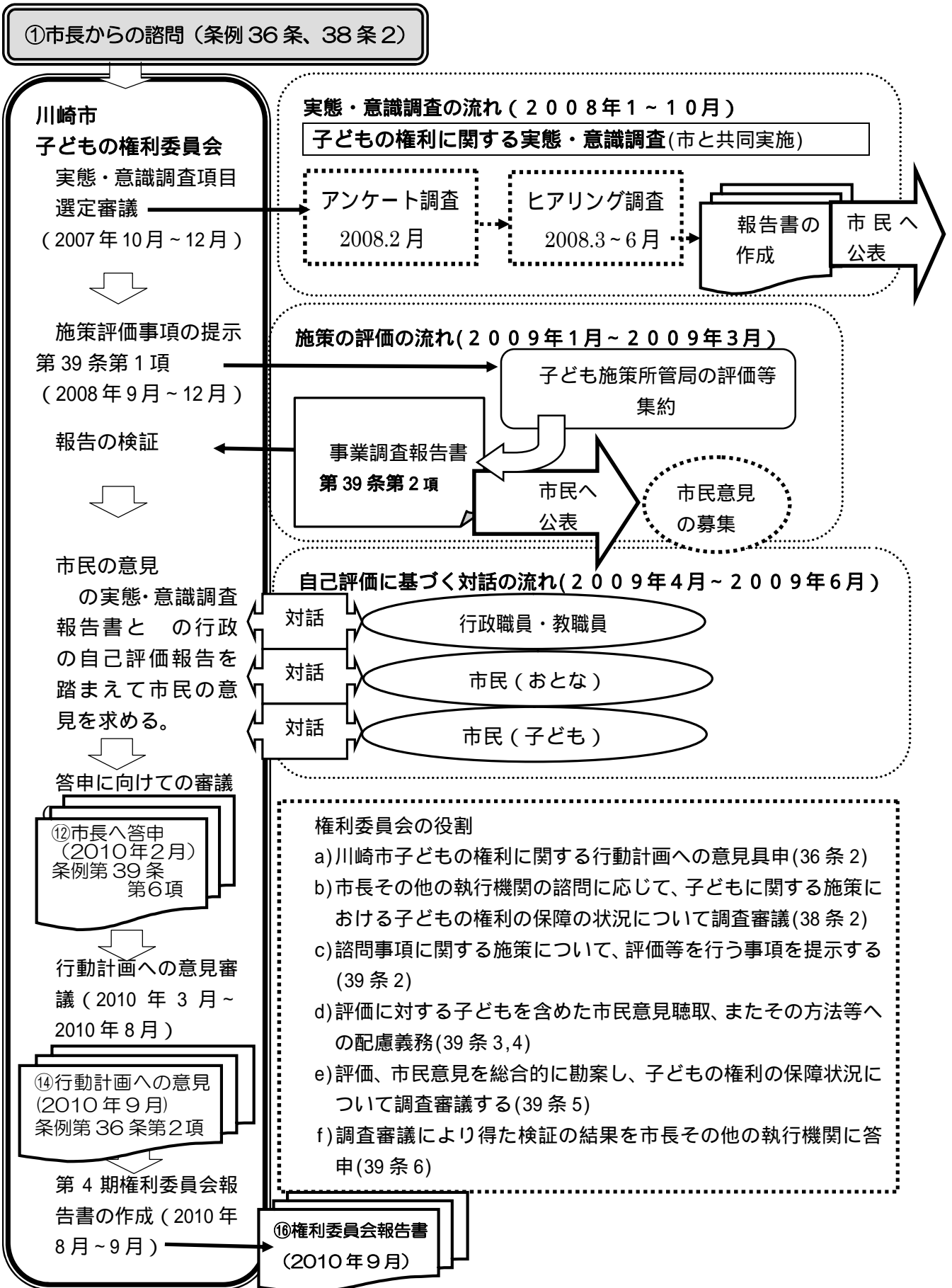
また、今回の検証では、なぜ条例が子どもの安心の権利、ありのままの自分である権利、守り守られる権利、参加の権利等を大切にしているか、なぜ相談・救済のシステムを構築したかなどをはじめ、条例の趣旨や規定についての理解を進展させることに一定程度貢献したといえる。

### 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の30以上の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているし、現に制定中の自治体にも参考にされている。

また、韓国においては「子どもの権利条例」や「生徒人権条例」を制定しようとしている自治体あるいは子どもの権利の研究・実践をしている韓国の研究者・実務家の参考にされ、さらにはユニセフ「子どもにやさしいまち」のプロジェクトなど、国際的にも注目されている。

5 川崎市子どもの権利委員会の検証イメージ（条例第36～40条）



## Ⅱ 第3期川崎市子どもの権利委員会の活動

### 活動経過

4ページの検証イメージにあるように、2007(平成19)年9月に第3期子どもの権利委員会の発足にあたり、川崎市長から「川崎市における子どもの相談・救済について」の諮問を受けた。

同年10月～12月に実態・意識調査の質問項目の選定作業、翌年2月にアンケート調査、2008年3月～6月にアンケート調査の補完としてヒアリング調査を行い、実態・意識調査報告書を作成し、2008年10月に公表した。

2008年9月から権利委員会は、子どもに関する施策の実態を把握するために、条例第39条に基づき、行政に対し施策について評価事項の提示を行った。行政では、施策(事業)調査・自己評価実施計画を作成し、翌年1月に子ども施策所管課へ調査を行い、事業所管課から自己評価報告書が提出され(事業調査報告)公表し市民意見を募った。

権利委員会は、実態・意識調査報告と事業調査報告を基に2009年4月から6月まで職員・市民・子どもとの対話を行った。

これら約2年間に渡る検証作業を基に、答申を作成し、2010(平成22)年2月に市長に答申した。

2010年4月から、第3次行動計画への意見を審議し、8月からは本書の作成を行った。

- 1 「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問〔2007(平成19)年10月〕  
市長は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項に基づき、「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問した。

この諮問事項とした理由として、条例で規定している基本的な事項であること、子どもの安心を保障するための施策として緊急かつ重要な課題であることを挙げている。

- 2 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」〔2007(平成19)年10月～翌9月〕  
詳細は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(2008(平成20)年10月、川崎市子どもの権利委員会)を参照のこと。

### (1) アンケート調査

#### 対象者

- ・子ども調査・・・4,500人(11歳から17歳)
- ・おとな一般調査・・・1,500人(18歳以上)
- ・施設等の職員調査・・・982人(学校など市立施設職員)

対象者数 6,982人

回収率 42.8%(2,987票)

調査方法 郵送調査

調査期間 2008(平成20)年3月

#### <調査結果>

アンケート調査は、子どもの思いや生活を知るために楽しいこと、疲れること、安心する場所や相談する人、つらいことをされたときの対処法、相談先等の質問を行い、



具体的な相談機関、理想の相談機関のことを聞いた。

その結果、何でも話せる人は「友だち」と「親」であり、安心していられる場所として「何でも話せる人」の存在が大きいことが分かった。また、おとなは、学校に対して子どもより否定的なイメージを持ち、職員は逆に肯定的なイメージを持っているように思われた。疲れること・不安に思うことや、大切だと思ふ権利について、おとなや職員が考えている子どもの実態や意識とは必ずしも一致しないことが分かり、子どもの思いや意見を丁寧に向き合って受け止める必要があることが分かった。

そして、子どもの認知度が高いしくみは「スクールカウンセラーまたは心のかけはし相談員」や「かわさきチャイルドライン」であり、相談機関に望むことで多かった回答は「どんな話でも聞いて受けとめてくれること」「秘密が守られるところ」であった。

#### <自己肯定感からみた子どもの特徴と相談・救済活動>

この報告書での自己肯定感は、4つの質問により「自分は誰かのために役に立ちたい」「社会のために役立つことがしたい」という他者に向けられた肯定感と、「自分のことが好き」「自分は周りの人から大切にされている」といった自己に向けられた肯定感の2つの方向から見るのが可能になった。これら4つの質問を得点化して分類することにより、自己肯定感の高い子どもと低い子どもの特徴を見ることができた。

自己肯定感から相談機関を見た場合、自己肯定感の低い子どもに向いているのは、解決に向けて代弁者機能や調整機能を持った「人権オンブズパーソン」と考えられる。しかしながら、自己肯定感の低い子どもは、「人権オンブズパーソンの内容を良く知らず」「不安感がやや高く」「相談することを知られたくない」と思い、何より「相談しても良くなる」という意識を持っている。自己肯定感の低い子どもは相対的に相談・救済機関に対しネガティブな印象をもっている。

#### <自由記述>

子どもの自由記述では、「あなたが、家や学校、住んでいる地域などで安心して自分らしく生き生きと暮らすためにはどのようなことが必要だと思いますか。自由に書いてください。」と質問したところ、1,847人の回答中1,141人から1,248の回答を得た。回答は、「子どもの権利」に関するもの278件(22%)やおとなへの提言147件(12%)が多く、特徴的な記述として相談・救済へ望むこと73件(6%)や相談機関のPRなどがあつた。

おとなの自由記述は、332件の回答があり、「子どもとのかかわりについて」の151件(34%)が最も多く、相談・救済については32件(7%)の書き込みがあつた。

職員については、221人の書き込みがあり、「おとなの意識改革」72件(27%)をはじめ全般的に意見があつた。「相談・救済」に関しては32件(7%)であつた。

## (2) ヒアリング等調査

「川崎市における子どもの相談及び救済について」の検証を行うにあたり、「川崎市における子どもの実態・意識調査」を実施したが、個別の支援を必要とする子どもについてはアンケートでは十分に把握できないことから、これらの子どもに対して直接聴き取り(ヒアリング)を行うことにより、特別なニーズや安心してSOSを出せているか等子どもの実態や意識を把握した。

児童養護施設等に入所している子どものヒアリング調査  
施設での生活や相談に関する質問を中心にシートを作成し、個別に聴き取りを行った。

また、ヒアリングに際しては個別面談の前にゲームを行うなど、お互いの緊張をほぐすよう努めた。

実施期間：2008年6～7月/3回

実施場所：市内3施設（児童養護施設2、一時保護所1）

実施対象：17人（11～17歳 / 男11人、女6人）

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聴き取り

質問項目：8項目の質問シートを作成し、個別のヒアリングを実施した。

「楽しいこと」「安心できるとき・場所」「困っていること」「困ったときの対処」他

多様な文化的背景をもつ子どものヒアリング調査

地域で多文化共生の活動をしている団体の協力を得て、外国にルーツを持ち日本で生まれ育った子ども、外国で生まれ育って最近日本に来た子どもを対象に聴き取りをした。

調査は普段の生活や困っていることを中心に、通訳等を配慮しながら行った。

実施期間：2008年6～7月/3回

実施場所：市内生涯学習施設

実施対象：7人

（男2人、女5人＝中学生4人、高校生3人 / 韓国・朝鮮3人、フィリピン4人）

調査方法：子どもの状況により複数面談または個別面談で実施。

（1人20～50分の聴き取り、通訳を介した聴き取りは3人）

質問項目：大きく4項目の質問シートを作成し、個別のヒアリングを実施した。

「楽しいこと、安心できること」「困っていること、心配なこと、相談する人（方法等）」「母語（または母国語）、母文化のこと」「自分のこと、家族のこと」

#### <調査結果>

児童養護施設等に入所している子ども

- ・楽しいこと：友達との関係をあげる子どもがいる一方、独りと答える子どももいた。
- ・安心できるとき場所：寝ているときという子どもが最も多い。
- ・困っていること：施設内での上級生、その対処法は施設の職員に秘密で相談するという答えが多かった。
- ・相談場所について：秘密を守ることが重要で、知らない人には相談したくない傾向があった。

\* 職員の一人ひとりに寄り添った態度に安心をおぼえる一方、ひとりで居る時間・場所が必要であること。また、子どもたちの相談相手になるためには、信頼関係が必要なこともうかがえた。

多様な文化的背景をもつ子ども

- ・ニューカマーの子ども：日本語が難しく、大変という答えが多かった。

- ・相談相手 : 日本語の先生との答えが多かった。
- ・文化的背景について : 名前を漢字でなくカタカナで書かれることに傷ついている子どももいた。
- ・全体的に言葉の壁は大きく、そのために進学できないケースが見受けられた。
- \* 地域の中で多様な文化的背景を持つ子どもたちが、安心して将来像を描ける環境を作る一環として、日本の子どもとコミュニケーションが図れるよう支援することや授業内容を理解できる学習言語の習得などが必要である。

### 3 施策評価事項についての提示、評価報告及び市民意見

#### (1) 施策評価事項の提示、事業調査報告〔2008(平成20)年10月～2009(平成21)年3月〕

##### <子どもの相談及び救済に関する施策(事業)の評価および対話に関する実施要領>

#### 1 目的

川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)が、川崎市における「子どもの相談及び救済」に関する施策(事業)を検証するにあたり、権利委員会が示した評価指標に基づき所管局が施策(事業)の自己評価を行い、さらに、その結果をもとに権利委員会が行政・市民・子どもと対話を行うことにより、本市における相談・救済に関する施策(事業)の実態・成果・課題等を把握し、もって答申(検証結果の報告)を行うための基礎資料とする。

#### 2 自己評価の対象

子どもからのSOSを直接受け止め、子どもの相談及び救済に関わる施策(事業)

「人権オンブズパーソン」事業(市民オンブズマン事務局)

「児童・青少年電話相談」事業(こども本部こども家庭センター中央児童相談所)

「児童虐待防止センター」事業(こども本部こども家庭センター中央児童相談所)

「教育相談」事業(教育委員会事務局総合教育センター)

「スクールカウンセラー」事業(教育委員会事務局総合教育センター)

「インターネット問題相談窓口」事業(教育委員会事務局総務部)

「こども相談窓口」事業(区役所こども支援室)

#### 3 評価及び対話の方法

所管部署は、別添の「施策(事業)評価票」を作成する。

市長は、「施策(事業)評価結果報告書」を作成し、その内容を市民に公表する。

権利委員会は、「施策(事業)評価結果報告書」を踏まえて、行政、市民、子どもとの対話を行う。市民及び子どもとの対話においては、市民や子どもが意見を出しやすいよう、内容や方法について配慮する。

#### 4 調査または対話

子どもの相談・救済においては、親等からの相談及び子どもの活動場所や居場所における子どもとの日常の関わりも重要であることから、次の事業に対しては、必要に応じて調査または所管部署との対話を行う。

(親等を対象とした相談事業) 子育て相談、女性総合相談等

(子どもの活動場所や居場所に関する事業) こども文化センター、子ども夢パーク、  
学校、保育園等

#### 5 施策(事業)自己評価の実施期間: 2009(平成21)年1～3月

#### 6 施策(事業)評価票: 次ページ参照

#### 7 施策(事業)評価結果報告書を踏まえた対話の実施時期: 2009(平成21)年5～6月

<子どもの相談・救済に関する事業調査・評価票>

1 事業内容
<事業概要>
2 子どもおよび子どもに関わるおとな(保護者・市民・職員等)への広報・啓発について
<p><b>(1) 子どもを対象とした広報について</b></p> <p>ア) 子どもを対象とした広報はどのような媒体で実施していますか。実施しているものにつけてください。</p> <p>( ) 相談カード、( ) 子ども向けパンフレットまたはチラシ、( ) 子ども向けホームページ ( ) ポスター、( ) その他( )</p> <p>イ) 子ども向け相談カード、パンフレット等はどのように子どもに配付していますか。実施しているものにつけてください。また、( ) 内の該当する箇所にをつけてください。</p> <p>( ) 学校(市立のみ・市立学校以外の学校を含む)を通して、全児童生徒に配付している。 ( ) 学校(市立のみ・市立学校以外の学校を含む)を通して、一部の学年に配付している。 ( ) 学校で子どもに配付するときに、先生から直接子どもに説明していただくようお願いしている。 ( ) 学校で子どもに配付するときに、保護者あての説明チラシと一緒に配付していただいている。 ( ) 上記の機関以外の協力を得て、子どもに届くよう配付している。 協力機関等：市PTA、幼稚園協会、その他( ) ( ) その他( )</p> <p>ウ) 対象となる子どもの年齢に応じて広報内容を工夫していますか いる いない いる場合は対象年齢とその工夫( )</p> <p>エ) 広報の内容は、相談対応の方法や仕組みについて具体的に記述していますか はい いいえ</p> <p>オ) 日本語以外の言語でのパンフレット・チラシはありますか ある ない ある場合は言語の種類( )</p> <p>カ) 障がいのある子どもへの広報は実施していますか いる いない いる場合は実施の内容( )</p> <p><b>(2) おとな向けの広報・啓発について</b></p> <p>ア) おとな向けの広報・啓発はどのように実施していますか。実施しているものにつけてください。</p> <p>( ) パンフレットまたはチラシを作成し職員、保護者、一般のおとなに配布している。 ( ) ホームページを作成し広報している。 ( ) 関係職員を対象に研修を行っている。(年 回：平成19年度実績) ( ) 研修会・学習会へ講師の派遣を行っている。 ( ) その他( )</p> <p>イ) 日本語以外の言語でのパンフレット・チラシはありますか ある ない ある場合は言語の種類( )</p> <p>ウ) 障がいのある人への広報は実施していますか いる いない いる場合は実施の内容( ) 現状を踏まえて、広報・啓発に関する成果(効果) 課題について御記入ください。</p> <p>&lt;成果&gt;</p>

<課題>	
3 子どもへの対応(子どもの安心度・信頼度)について	
<現状>	
ア) 相談へのアクセスについて、実施しているものにつけてください。 ( )フリーダイヤル、( )留守番電話、( )メール、( )ホームページ上で記入できる工夫、 ( )その他( )	
イ) 相談を受ける時間帯及び体制(相談を受ける職員数)を記入してください。 平日(月～金): ( )人 土曜日: ( )人 日曜日・祝祭日: ( )人	
ウ) 多言語で対応できる環境(通訳等の利用)はありますか ある ない ある場合は言語の種類・内容( )	
エ) 障がいのある人が利用できる環境や配慮事項はありますか ある ない ある場合は実施の内容( )	
オ) 子どもに対して、秘密保持を約束するときに、どのように対応していますか ( )相談内容についての秘密を守ることを必ず伝える ( )「秘密を守る」ことに加えて、相談内容がどのように扱われるか(または扱われないか)について説明する。 ( )その他( )	
カ) 相談者(子ども)への対応について、実施していることにをつけてください。 ( )子どもの思いを受け止め、話をじっくり聴く ( )子どもの意見を尊重しながら、問題点を整理し、解決策についてともに考える ( )困ったときは、また連絡して欲しいと必ず伝える ( )その他子どもを解決の主体として、子どもの意見を尊重するためにどんな工夫をしていますか( )	
キ) 面談で相談を行う場合、実施しているものにつけてください。 ( )話し声がもれにくい独立した専用の相談場所で行う ( )リラックスできる雰囲気づくりを行っている (具体例: ) ( )子どもが希望する場所(来やすいところ等)で会うこともしている(具体例: ) ( )その他( )	
ク) 相談の中止や不実施(受付しない)の理由の主なものを記入してください。 (多い順に3つまで、平成19年度実績で) 中止の理由の例・・市外在住であった・引越した・年齢要件・裁判になった など (中止・不実施のうちの約 %) (中止・不実施のうちの約 %) (中止・不実施のうちの約 %)	
その他の理由( )	
ケ) 子どもへの対応で困っていることはありますか ある ない [具体的な内容: ]	
コ) 子どもの救済に関する対応について ・対応マニュアルがありますか。 ある ・ ない	

・ケース会議を開きますか。 開く ・ 開かない  
 ・保護者からの相談に対して、子どもの意向を確認して対応していますか。  
 している ・ していない

現状を踏まえて、子どもへの対応に関する成果（効果）課題について御記入ください。

<成果>  
 <課題>

**4 職員の専門性・スキルアップ、支援体制・スーパーバイズ、事例検証について**

<現状>

ア) 相談を受ける職員の資格要件、選任・選考基準 ある ない  
 ある場合の基準等 ( )  
 ない場合の理由 ( )

イ) 相談を受ける職員の資質を向上するための研修 ある ない  
 ある場合の内容 ( )

ウ) 相談を受ける職員に対する支援体制について、あるものに をつけてください。  
 ( ) 上司や他の職員と直ぐに相談できる体制がある  
 ( ) スーパーバイザーがいる  
 ( ) 定例のケース会議がある  
 ( ) 緊急にケース会議を開くことができる  
 ( ) 職員の精神的ケアをする工夫をしている(具体例: )  
 ( ) その他( )

エ) ケース会議、連絡会議で守秘義務を徹底するために特別に行っていることがありますか。  
 ある ない ある場合の具体的方法( )

オ) うまくいかなかった事例、うまくいった事例などを共有し、対策を検討していますか。  
 はい いいえ はいの場合の具体的方法( )

現状を踏まえて、職員の専門性・スキルアップ、支援体制・スーパーバイズ、事例検証に関する成果（効果）課題について御記入ください。

<成果>  
 <課題>

**5 他の機関との連携について**

ア) 主催している連携会議がありますか ある ない  
 ある場合は下記の表に記入してください。(書ききれない場合は別紙に記入してください)

名 称			
目 的			
構 成			
開催回数			
守秘義務の 確認方法	ある ・ ない	ある ・ ない	ある ・ ない

イ) 主催していないが参加している連携会議がありますか ある ない  
 ある場合の名称 ( )  
 書ききれない場合は、行を増やして記入してください。

ウ) 行政機関以外との定例的な連携はありますか ある ない

ある場合連携しているところに をつけてください

( ) 人権擁護委員、( ) 民生委員・児童委員、( ) 社会福祉協議会、( ) チャイルドライン、  
( ) CAP、( ) シェルター、その他( )

エ) 行政機関以外との相談ケースごとの連携をおこなっていますか いる いない  
いる場合連携しているところに をつけてください

( ) 人権擁護委員、( ) 民生委員・児童委員、( ) 社会福祉協議会、( ) チャイルドライン、  
( ) CAP、( ) シェルター、その他( )

オ) ウ) エ) の場合における守秘義務の確認をどのようにおこなっていますか  
( ) 行政機関の職員以外からは守秘義務遵守の誓約書を提出してもらっている。  
( ) その他( )

カ) ウ) エ) の場合における情報共有と情報保護について配慮している主なことは何ですか。  
[ ]

キ) 人権オンブズパーソンを紹介した事例はありますか ある ない  
ある場合の主な事例( )  
件数 把握していない 把握している(H17 件、H18 件、H19 件)

ク) 児童相談所へ連絡した事例はありますか ある ない  
ある場合の主な事例( )  
件数 把握していない 把握している(H17 件、H18 件、H19 件)

ケ) キ) ク) の機関以外へ連絡した事例はありますか (民間の活動も含む)  
ある ない ある場合の主な事例とその機関または団体( )  
件数 平成19年度 件 / 件数は把握していない  
現状を踏まえて、救済及び連携に関する成果(効果) 課題について御記入ください。

<成果>  
<課題>

---

6 データ等の整理・公表・管理について

ア) 記録の管理はどのようにおこなっていますか。実施しているものに をつけてください。  
( ) インターネットに繋がっていないパソコンで管理している  
( ) パソコンで作成した記録は削除している。  
( ) フロッピー等の電子媒体に記録し、鍵のかかるロッカーに保管している。  
( ) 紙ベースで記録を作成し、鍵のかかるロッカーで保管している  
( ) コピーした場合は、すべて回収しシュレッダーにかけている  
( ) その他( )

現状を踏まえて、データ等の整理・公表・保管等に関する成果(効果) 課題について御記入ください。

<成果>  
<課題>

---

7 その他

(1) 民間の救済に関わる活動にどのような期待をしていますか。  
(2) 事業を進めるうえでどのような機関があればよいと思いますか。  
(3) 上記以外で子どもの相談・救済に関して取り組んでいること、または課題と感じていることについて記入してください。

## 「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」の発行・公表

( 詳細は「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」(2009(平成21)年3月川崎市)を参照のこと。)

子どもの相談及び救済に関する施策(事業)の評価および対話に関する実施要領に記載された事業について報告書を作成し、公表した。

## (2) 子どもの権利委員会と行政、市民、子どもとの対話〔2009(平成21)年4月～6月〕

### <対話の目的>

川崎市から提出された「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」の結果をもとに行政、市民、子どもと対話を行うことにより、本市における子どもの相談・救済に関する施策(事業)の実態・成果・課題を把握し、答申(検証結果の報告)を行うための基礎資料を作成する。

### 行政との対話

#### 1回目

日 時：平成21年5月21日(木)14:00～18:00

場 所：いさご会館第4・5会議室(川崎区宮本町3-3)

参加者：各所管課職員11名

委 員：6名

- ・ インターネット問題相談窓口(教育委員会共生・共育担当)
- ・ 教育相談、スクールカウンセラー(教育委員会総合教育センター)
- ・ スクールソーシャルワーカー(教育委員会区教育・調整担当)
- ・ 児童・青少年電話相談、児童虐待防止センター(中央・南部児童相談所)
- ・ こども相談窓口(七区役所こども支援室)

#### 2回目

日 時：平成21年5月22日(金)17:30～19:00

場 所：すくらむ21会議室(高津区溝口2-20-1)

参加者：人権オンブズパーソン及び専門相談員ほか6名

委 員：7名

- ・ 人権オンブズパーソン(人権オンブズパーソン、専門調査員、担当職員)

### <対話の内容>

- ・ これまでの取組における成果を確認する。
- ・ 今後の取組について建設的な話し合いをする。
- ・ 子どもが1人ででも安心してSOSを発することができるようにするための施策のあり方を考える。

以上の3点を対話にあたっての共通視点として、行政の自己評価報告をもとに事前に各事業毎に質問項目を整理して対話に臨んだ。日程の関係で長時間に及ぶ対話となったが、インターネット問題相談窓口事業、子ども相談窓口事業など新規事業の所管部署との対話は非常に示唆に富む内容となった。

### 市民との対話

日 時：平成21年5月28日(木)18:00～20:00

場 所：新中原市民館第3・4会議室

参加者：相談・救済に関わる市民活動団体(5団体)



委員：7名

**<対話の内容>**

- ・ 活動の中から見えてくること（子どもの様子・子どもを取り巻くおとな・環境）
- ・ 活動を進めるうえで、子どもから相談を受けることはあるか
- ・ 子どもが安心して過ごすために必要なことは何か
- ・ 他の市民グループや行政との連携はあるか
- ・ 広報はどのようにしているか
- ・ 活動を支える仕組みはどのようなものか
- ・ 川崎市の子どもの救済システムに望むもの

事前に市民団体の活動内容を想定して質問項目を整理した。対話当日は、各市民団体の活動について説明を受け、その後対話を行った。

暴力防止プログラム、デートDV、電話相談員の養成等について報告があった。

**子どもとの対話（川崎市子ども会議）**

日時：平成21年6月7日(日) 13:30～15:30

場所：川崎市子ども夢パーク

参加者：川崎市子ども会議メンバー13名、サポーター3名、子ども会議事務局1名

委員：5名

**<対話の内容>**

子どもとの対話は、川崎市子ども会議の子どもたちと行った。5月17日に委員2名が子ども会議へ事前説明を行い、子どもたちとの関係性や子どもたちの心の準備を作ってから6月7日に対話をした。内容については、事前に質問項目を作成したが、当日の話し合いの方法に関しては、子どもたちの発意によって2つのグループに分かれて話し合いを行い、最後にそれぞれのグループで話し合った内容を発表しようという形式が採用された。

- ・ 居場所としての子ども会議の楽しさや学校でのいじめ体験の話があった。
- ・ 相談できる人の話では、友だちが多く、学校の先生は信用できないという話もあった。
- ・ 相談については、相談することが他の人に知られたら「おしまい」という意見があり、一方でスクールカウンセラーなどに対して相談しにくいという意見があった。
- ・ 子ども権利条例については、「おとながまず理解して、教えてほしい」という意見があった。
- ・ 相談カードの話では、カードのデザインが決め手という話があり、子ども会議でも相談カードのデザインを書きたいという意見もあった。

**障がいのある子どもの現状について**

日時：平成21年4月16日(木) 17:40分～20:20

場所：明治安田生命ビル2階第1会議室

参加者：NPO法人

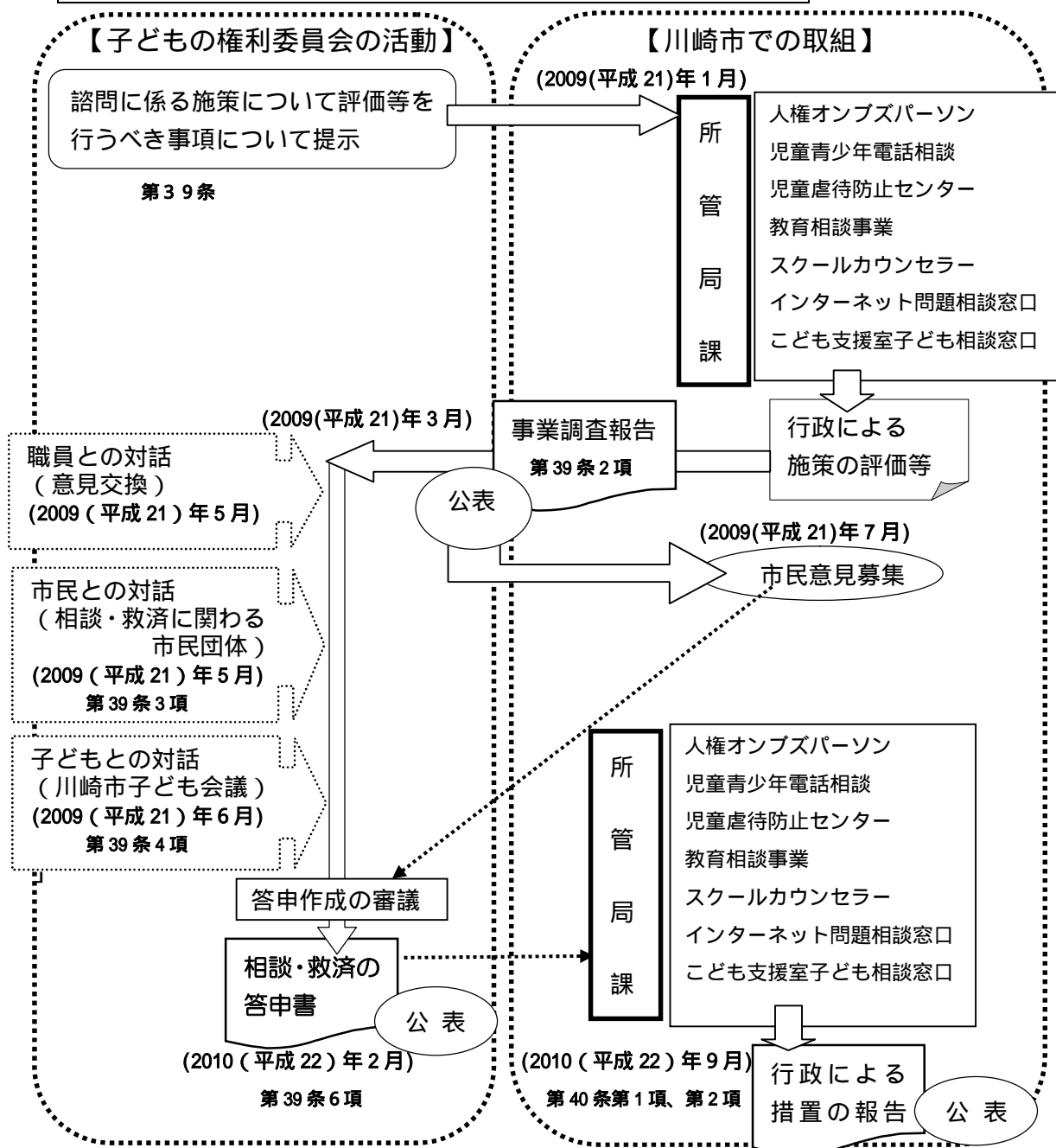
委員：7名

**<説明と意見交換>**

障がいのある子どもの現状について、障がいのある子どもをサポートしているNPO法人から説明を受けた。

- ・ SOSが出し難い、出しても周りがSOSを受け取り難い子ども
- ・ 子どもが困っていたら地域でのキーマンが必要（家族はキーマンになり難い）
- ・ キーマンを中心とした地域連携が医療ネグレクトを解消した事例の紹介
- ・ 徹底した子どもの側に立った対応が重要ということを指摘
- ・ 子どもたちのSOSを受け止められる社会を創るためには、人材を増やす努力が必要
- ・ 障がいにかかわる弁護士や各種スタッフ、地域でのセーフティネットが必要
- \* 意見交換では、連携支援のためのキーマンは誰が良いか、地域ネットワークのことなどの話し合いを持った。

相談・救済に係る施策評価事項の提示から答申までのフロー



4 川崎市における子どもの相談及び救済について（答申）〔2010(平成22)年2月〕  
詳細は「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」(2010(平成22)年2月、  
川崎市子どもの権利委員会)を参照のこと。

第3期川崎市子どもの権利委員会は発足に際し、2007(平成19)年10月に市長から『川崎市における子どもの相談及び救済について』の諮問を受け、子どもの権利に関する条例第38条に基づき、約2年間の調査、審議を重ね、その結果をまとめたものを、答申書として正副委員長より市長へ提出した。

「川崎市における子どもの相談及び救済について」(答申概要)

1 答申に至る経過

平成19(2007)年	10月	第3期川崎市子どもの権利委員会発足、諮問
	11～12月	基礎調査
平成20(2008)年	1～2月	実態・意識調査調査票の作成
	3～9月	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査、分析報告
	10～翌3月	子どもの相談・救済に関する事業調査票の作成配布、回答
平成21(2009)年	5～6月	職員・市民・子どもとの対話
	7～12月	答申書の作成

2 答申の概要

(1) 答申書の構成

川崎市の子どもの相談及び救済について、第1章で総論、第2章で事業の現状・成果の分析、課題の抽出を行い、それに基づき提言を明記している。また、第3章に資料を記載した。

(2) 内容について

第1章

答申に至る経過

川崎市における子どもの相談及び救済をめぐる現状

川崎市子どもの権利委員会による検証システムと視点

相談及び救済の取り組みの進展に向けて

特に第1章では、多様な文化的背景を持った子ども、障がい児、乳幼児などSOSを出しにくい子どもたちにもSOSを出せる仕組み作りを、また、関係各機関、家庭、育ち・学ぶ施設、市民・NPO間の効果的な連携を、そして子どもの最善の利益のためにも条例の総合的な実施を提言した。

第2章

相談・救済に係る事業として、6つの事業を選定し、各事業ごとに「提言」、「現状と成果」、「課題」の3部構成で記述した。

- 1 人権オンブズパーソン (市民オンブズマン事務局)
- 2 児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター(市民・こども局)
- 3 教育相談 (教育委員会事務局)

- 4 スクールカウンセラー (教育委員会事務局)
- 5 インターネット問題相談窓口 (教育委員会事務局)
- 6 こども支援室こども相談窓口 (各区役所)

「現状と成果」において、その事業の説明、成果を記載し、「課題」において委員会で問題とする点など課題を記述、そしてその結果として冒頭の「提言」を記述している。特にこども支援室の「現状と成果」においては、独自色が強いため区ごとに記載した。

### 第3章

第3章は資料編として、諮問書の写し、子どもの権利委員会の検証の流れの説明、答申に向けて調査した「実態・意識調査」、「事業調査報告」、それを基にした「行政、市民、子どもとの対話」の内容を記載し、最後に委員会の開催状況と委員名簿を載せた。

## 「第3期川崎市子どもの権利委員会からの「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」の提言に対する措置」 [2010(平成22)年9月]

市長から2007(平成19)年10月、子どもの相談及び救済について諮問があり、2010(平成22)年2月に答申を行った。

この答申に対して川崎市と川崎市教育委員会が、措置を講じ、又は講じようとしており、これについて川崎市子どもの権利に関する条例第40条に基づき、公表した。

## 5 川崎市子どもの権利に関する行動計画について(権利委員会意見)

行動計画への意見については、第1章において行動計画への基本方針を述べた。

### (1) 第3次行動計画は、第2次行動計画を基本とする。

第2次行動計画が進行中であることをもって、十分に達成していない事業等を強調、新規課題への対応を行う。

第2次行動計画の構成、具体的な取組の分類法を継承する。  
具体的な取組の整理。

### (2) 第3次行動計画は、過去の権利委員会の検証結果を踏まえて策定する。

### (3) 第3次行動計画は、川崎市の子どもにかかわる計画の基本となる。

第3次行動計画の策定にあたっては、子どもも含めた市民協働で行うこと。また、子どもをめぐる状況は依然厳しく、国際的な基準を踏まえ、子どもの権利の推進が求められている。

第2章では、行動計画の理念と目標を掲げるが、理念、基本目標、施策の方向を第2次行動計画を継承している。変更点は基本目標3に「子どもの意見表明・参加」を追加した。

第3章での施策の方向の項目に関しては、変更点はないが、施策の方向1「子どもの相談および救済の充実」の推進施策1に人権オンブズパーソンの広報について、推進施策2についてはこども支援室の充実、推進施策3では施設や病院で生活している子どもの情報提供・相談の充実等を追加した。

施策の方向2「子どもの意見表明・参加の促進」では、子ども会議等での意見表明・参加の意義や楽しさが伝わるような広報を、保育促進会議・不登校の子どもの居場所における参加の充実、子どもの権利の視点から乳幼児の家庭での位置づけを保護者へ啓発すること等を追加している。

また施策の方向3「子どもの居場所づくりの推進」では子どもの居場所でのSOSの発信支援、乳幼児の居場所づくり等を追加した。

施策の方向「子どもの権利に関する意識の向上」では項目を整理し、より効果的に施策の推進について整理した。

第4章の推進体制では、「3 子どもの実態の把握と共有」を追加し、各種調査により子どもの実態を把握し、その情報の共有と事業への反映を記述し、実態・意識調査報告などの調査が施策に活かせるように配慮した。

## 6 第3期川崎市子どもの権利委員会報告書の作成

第3期川崎市子どもの権利委員会活動の最後に、平成19年から3年間の任期中の権利委員会の活動を集約し、権利委員会の委員がその活動を自己評価することにより、行政と市民へ、特に第4期権利委員会の資料とするために報告書の作成を行った。

### Ⅲ 第3期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

子どもの権利委員会による施策の検証制度は、子どもに関する施策について、子どもの権利の視点から検証するものである。検証は、委員会と行政、市民のパートナーシップという考え方に基づいて、単なる委員会審議にとどまらず、行政や市民と対話を重ね、認識を共有することを大切にしながら進めるという、これまでにない方法によっている。

また、第3期の委員会では、第1期、第2期の委員会における自己評価結果を踏まえながら検証を行ったが、新たに認識されたものも含めてさまざまな課題を認識することとなった。これは、子どもをめぐる社会環境の変化が激しいことや市の施策の進展とも関係していると思われる。

そこで、第3期の委員会においても、第4期の委員会へ成果や課題を的確に引き継ぐことを意識しつつ、行政職員、市民の委員会活動評価のための素材として、第3期の委員会活動の自己評価を行う。

#### 1 実態・意識調査について

##### 成 果

##### <アンケート調査>

- ・ 子どもの意識や実態について経年変化をみる必要があることから、第1期、第2期の調査と同じ項目を設定することに努めた。子どもの意識や実態について、ある時点での状況を把握するとともに、それがどのように変化しているのかをみることは大切なことであり、全国的にも先駆的なことであるので今後も継続していく必要がある。
- ・ アンケートにおける項目数、設問の文章、配置、レイアウトを大幅に見直した。これらにより、回答者の負担を軽減するとともに、(1つの問いに対し1つの回答となるようにするなど)問われている内容を明確にすることで、アンケートの精度を高めた。その結果、回答の統計的分析が容易になり、統計学的にも調査結果の精度を高めることができた。

##### <ヒアリング調査・自由記述>

- ・ アンケートとヒアリング調査を同時に行い、情報を相互に補完することができた。とりわけ、多様な文化背景を持つ子どもや児童養護施設で生活している子どもに関しては、ヒアリングを行うことにより、アンケートではとらえられない生の声を聴くことができた。
- ・ 自由記述について、KJ法によってより精度の高い分析をすることができた( )。
- ・ 自由記述やヒアリングにより忌憚のない意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの相談・救済に関する考えや意見について報告書にまとめることができた。

KJ法：文化人類学者川喜多二郎（東京工業大学名誉教授）氏が考案した（KJは川喜多二郎のイニシャル）データやアイデアなどをカードに記載し、そのカードをグループ化しながらまとめていく手法。）

#### <分析・活用>

- ・ 調査部会(調査を専門に行う部会)を設置したことで、集中的に検討することができ、項目抽出、分析がよりよいものになった。
- ・ 子どもの傷つき体験と、こうした子どもへの対応、自己肯定感と子どもの相談・救済の関係、さらに子どもとおとなと職員の意識の違い・ズレなどについて新たに明らかにすることができた。

### 課 題

#### <アンケート調査>

- ・ 回答する子どもの負担等を考慮して、アンケート項目をさらに精査・確立する必要がある。

#### <ヒアリング調査>

- ・ ヒアリングの実施時期について工夫する必要がある。とくに、学校などでの子どもの生活状況等を踏まえて設定する必要がある。
- ・ 日程的な制約もあり、委員の調整がつかなかった結果、障がいのある子ども、不登校の子どもへの聴き取りができなかった。

#### <分析・活用>

- ・ 実態・意識調査は、子どもの権利に関する本格的な調査のため、調査委員を増やすなど調査体制の整備が必要である。
- ・ アンケートやヒアリングの調査結果が行政内部で十分に共有されておらず、行政の自己評価にも十分に活かされていない。

## 2 施策の検証について

---

### 成 果

#### <行政の自己評価>

- ・ 行政が施策の自己評価をする際の項目については、子どもの視点、子どもの権利の視点から提示をすることができた。
- ・ 自己評価項目に対して、行政が誠実に対応・回答したことから、川崎市の相談・救済事業の全体像ならびに特徴を把握することができた。

#### <職員・子ども・市民との対話>

- ・ 行政の自己評価に基づき、委員会と担当の行政職員が対話を重ねることを通じて、相談・救済事業の実際、成果および課題がより明確になった。
- ・ 職員との対話、市民との対話、子どもとの対話、すべてにおいて、子どもの権利の視点からこれを行うことができた。

- ・ 委員会による一方的、形式的なヒアリングではなく、まさに双方向での対話が行えたことにより、委員の理解が深まり、特に行政職員との共通理解を持つことができた。
- ・ 職員との対話は、委員会で事前質問を行ったことで効率よく実施できた。
- ・ 市民との対話として、障がい分野、相談活動に取り組むNPOなどとの対話を行った。その結果、それぞれの分野の現状と課題について把握することができた。相談・救済関係のNPO関係者との対話の中で、民間団体への子どもたちのアクセスが多いことが明らかになった。また、民間団体の子どもへの対応は、行政の相談窓口とは異なること、広報について現状把握をしたうえで分かりやすい広報がなされていることなど、今後の行政の施策に活用できるものがあった。
- ・ 障がいのある子どもとの関係者、子育て関係者などに追加ヒアリングができたことで、さらなる現状把握ができた。
- ・ 子どもとの対話では、川崎市子ども会議のメンバーの子どもとの対話を行った。担当の委員の事前説明という形で丁寧に子どもたちと関係づくりを行い、また子ども会議サポーターによるサポートもあり、子どもが話しやすい雰囲気づくりをすることができた。子どもとの対話は、子ども会議の子どもたちが考え、提案した方法で行った。こうした工夫の結果、子どもたちから率直な意見が出され、学校や日常生活における相談の現状と課題を把握する一助となった。

#### < 答申 >

- ・ 時間をかけ丁寧な検討をしたため、課題ばかりではなく、成果をしっかりと拾いあげることができた。そのため、川崎市の現状として、これまでの取組みの成果を把握し、それを踏まえた上での今後の課題を提示するなど、具体的で中身のある答申をすることができた。
- ・ それぞれの事業において、現状、成果及び課題を踏まえ、実現可能性の高い提言項目に絞り込んだことで、事業を行う上でより効果的な提言を行うことができた。

#### < 措置報告 >

- ・ 「川崎市における子どもの相談及び救済について（答申）」の提言を踏まえて、それぞれの所管部署から「講じている措置」「講じようとしている措置」が報告された。こうした対話や答申を通じて、子ども相談・救済施策の進展につながっていくものと思われる。

### 課 題

#### < 行政の自己評価 >

- ・ 調査と対話の時期が、職員の異動時期に重なったことなどから十分な対応がなされなかった例がみられた。子ども施策の継続性の観点からは、検証作業を含んだ業務の引継ぎを行い、的確に対応することが子どもの権利保障の観点からも必要である。
- ・ 第1、2期では、学校・こども文化センターなど子どもの活動場所・居場所から自己評価を提出してもらったが、事務的負担があまりにも大きいため、第3期ではこれを行っていない。施策が子どもの現場にどのように届いているかをふまえた自己評価の



方法については大変重要であるため、そのあり方について、なお検討の必要がある。

#### <職員・子ども・市民との対話>

- ・ 市民との対話は、障がい分野、相談活動に取り組むNPOなど民間団体と実施することができたものの、第1期、2期で行った、より多様な市民との対話の手法の検討が必要である。
- ・ 子ども自身との対話が困難な乳幼児に関する施策の検証方法については、引き続き検討の必要がある。
- ・ 子どもとの対話に関しては、川崎市子ども会議のみならず、行政区・中学校区子ども会議などを含め、子どもの活動場所・居場所に委員が行って、子ども自身と対話することが必要である。

#### <答申>

- ・ 答申における提言が個々の事業ごとの提言となっており、子ども施策全体の課題を十分に提示できなかった。
- ・ 障がいのある子どもの相談・救済について、より積極的な提言を行うことができなかった。

#### <措置報告>

- ・ 措置報告において、自己評価報告に記載したこれまでの施策の実施内容をあわせて記載する例があったが、答申に対して講じている措置、講じようとしている措置を明確にする観点からはかえって課題を曖昧なものとする結果になった。措置報告に実施した事業について再度書く必要はなく、答申に即して「講じている措置」、「講じようとしている措置」を整理して報告することを徹底する必要がある。

### 3 行動計画への意見について

---

#### **成 果**

- ・ 第2次行動計画の内容や実施状況を踏まえ、第3期の実態・意識調査および、検証を基に、第2次行動計画の課題に追加・修正した意見を述べることができた。
- ・ 子どもの権利施策推進部会と権利委員会の議論を共有する中で、より内容を深めた提言をすることができた。
- ・ 第3次行動計画へ向けて、乳幼児、さらに施設や病院で生活する子どもに関して、あらたな視点をより盛り込むことができた。

#### **課 題**

- ・ 委員会内の問題ではあるが、委員会と委員会担当部局との行動計画への委員会意見についての認識の違いが、行動計画への意見を作成するに当たって委員会運営上の課題となった。

- ・ 第3次行動計画を検討する時間が少なくなった結果、第2次行動計画進捗状況を十分に踏まえた計画的な審議ができなかった。特に、行動計画の中で遅れている施策を強調することが十分にできなかった。

#### 4 委員会の組織・運営について

---

##### 成 果

- ・ 権利委員会の委員構成が、相談救済関係のほか、民間、公的機関、教育機関、医療、司法など、多様であったため、それぞれの専門的な視点から活発で建設的な議論が行われ、調査の分析やまとめの作業についても充実した結果を残すことができた。
- ・ 委員会とは別に、調査部会や作業部会を設けることにより、川崎市における子どもの相談及び救済に関する審議内容を深めるとともに、検証作業を効果的・効率的に行うことができた。
- ・ 委員会では、子どもの現状を踏まえるにとどまらず、これまでの子ども施策の成果を共有する中で、建設的な方向に向かって審議をすることができた。
- ・ 委員会審議において、常に子どもを主体とした子どもの権利視点にこだわって、調査や会議での議論ができた。

##### 課 題

- ・ 委員が事情により出席できない場合は、審議に関しての意見を必ず貰うシステムにしておくべきであった。
- ・ 委員会と事務局・関係各所管とが認識共有や意思疎通を図る時間を十分とれず、予定されていた行動計画への意見や委員会報告書の審議が不十分に終わった。委員会と事務局の意思疎通を図るとともに、計画的に委員会運営を図れるようにする必要がある。
- ・ より広い市民意見を反映できるような委員会運営を引き続き検討していくことが望まれる。
- ・ 今後は、第1期から3期の経験を踏まえて、委員会を安定的・継続的に運営していける体制やシステムを整えていく必要がある。その際、職員配置を含む組織的体制の確立も検討課題である。
- ・ 障がい分野を専門にする委員が今後必要である。また、川崎市医師会をはじめ市内の子ども関係機関・団体のより積極的な協力が必要である。3年間で行う検証作業量、調査部会や作業部会の負担、事務局の事務量や調整作業などを踏まえ、さらに作業手順のスリム化や事務量の軽減が必要である。



# 資料

## IV 資料

### 1 「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問

19川市人第 315号

平成19年10月15日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市長 阿部 孝 夫



川崎市における子どもの相談及び救済について（諮問）

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

川崎市における子どもの相談及び救済について

理由 子どもの相談及び救済は、条例で規定している基本的な事項であり、子どもの安心を保障するための施策として緊急かつ重要な課題であるため

（市民局人権・男女共同参画室担当）

電話 200-2344

## 2 川崎市子どもの権利に関する条例

### 前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実的に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

#### (責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

（国等への要請）

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

（かわさき子どもの権利の日）

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めものとする。

（広報）

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

（学習等への支援等）

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

（市民活動への支援）

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

## 第2章 人間としての大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育<sup>はくく</sup>まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分である権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分であることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。



- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

### 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

#### 第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

#### 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の

整備に努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。

- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおい

てその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

### 第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

## 第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。
- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び

育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努

めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

## 第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

## 第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

## 第7章 子どもの権利の保障状況の検証

### (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民

のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### (検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

### (答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 第8章 雑則

### (委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

## 2 その他の法令・調査結果等の情報

条例、規則、調査結果等	ホームページ・アドレス
川崎市子どもの権利に関する条例	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm">http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm</a> 〔検索方法〕 川崎市公式ホームページ 暮らしのインデックス 平和・人権・市民参加・交流の「人権」をクリック 関連情報の「子どもの権利条例ホームページ」をクリック
川崎市子どもの権利に関する条例 解説書	
子どもの権利に関する実態・意識 調査報告書	
「子どもの相談及び救済に関する 事業調査報告」	
『川崎市における子どもの相談及 び救済について』（答申）	
川崎市人権オンブズパーソン条例	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/16/16housei/home/reiki/reiki_honbun/ac40011351.html">http://www.city.kawasaki.jp/16/16housei/home/reiki/reiki_honbun/ac40011351.html</a> 〔検索方法〕 川崎市公式ホームページ...「人権」をクリック 関連情報の「市民オンブズマン・人権オンブズパー ソンのホームページ」をクリック
こどもページ	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kidspage/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kidspage/index.html</a> 〔検索方法〕 川崎市公式ホームページのトップページ「クイックリ ンク」の「こどもページ」をクリック

右欄のホームページには、左欄の条例、答申等の全文が掲載されています。

### 3 第3期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
2007年 (平成十九年)	第1回子どもの権利委員会	10月15日(月) 18:30~20:40	明治安田生命ビル第1会議室	正副委員長選出 各委員の諮問への意見、今後の会議の持ち方
	第2回子どもの権利委員会	11月1日(木) 18:30~20:40	高津市民館第1・2会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(1)
	第3回子どもの権利委員会	11月26日(月) 18:30~20:55	中原市民館第2会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(2)
	第4回子どもの権利委員会	12月20日(木) 18:30~20:50	高津市民館第6会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(3)
	第1回【調査部会】	12月27日(木) 13:45~16:15	第3庁15階第5会議室	川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査について(部会長の選出、調査概要の確認)
2008年 (平成二十年)	第2回【調査部会】	1月5日(土) 13:30~16:50	高津市民館第3会議室	川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査について(調査票案の作成)
	第5回子どもの権利委員会	1月24日(木) 18:35~20:50	高津市民館第4会議室	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について(調査票【子ども用、おとな用、職員用】の審議)
	【調査部会】パイロット調査	1月29日(火) 18:30~22:00	川崎市立新城小学校	調査票案(子ども用)を使ったパイロット調査について
	第3回【調査部会】	2月1日(金) 19:00~21:00	中原市民館第1会議室	パイロット調査の報告について
	第6回子どもの権利委員会	2月7日(木) 18:30~20:40	中原市民館第1会議室	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について
	第4回【調査部会】	3月7日(金) 18:30~22:00	第3庁舎特別会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について
	第2回正副委員長会議	3月14日(金) 10:00~12:00	中原市民館第2会議室	平成20年度子どもの権利委員会の運営について
	第7回子どもの権利委員会	4月10日(木) 18:30~20:30	高津市民館第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について(1)
	第5回【調査部会】	4月28日(月) 19:00~21:00	高津市民館第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について
	第8回子どもの権利委員会	5月15日(木) 14:00~16:00	J A セレサみなみビル会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について(2)
	ヒアリング調査	6月22日(日) 9:00~11:45	新日本学園	新日本学園での子どもへのヒアリング調査
第9回子どもの権利委員会	6月26日(木) 17:00~19:00	明治安田生命ビル第1会議室	第1次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について	

2008年 (平成二十年)	ヒアリング調査	6月29日(日) 9:00～12:40	川崎愛児園	川崎愛児園での子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査	7月6日(日) 9:00～13:00	中央児童相談所 一時保護所	中央児童相談所一時保護所での子どもへのヒアリング調査
	第6回【調査部会】	7月10日(木) 18:00～20:00	中原市民館 第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	第10回子どもの権利委員会	7月17日(木) 18:30～20:30	多摩市民館 第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	ヒアリング調査	7月24日(日) 18:40～20:20	ふれあい館	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	第7回【調査部会】	7月28日(月) 18:30～20:30	高津市民館 第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	第11回子どもの権利委員会	8月7日(木) 17:00～19:00	第3庁舎15階第2会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査について
	第8回【調査部会】	8月21日(木) 18:30～20:30	高津市民館 第3会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	第12回子どもの権利委員会	9月5日(金) 17:10～19:10	明治安田生命ビル第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査書について
	第3回正副委員長会議	10月23日(木) 13:30～15:30	J A セレサ みなみビル 会議室	子どもの権利委員会の検証に関わる行政の自己評価について
	第13回子どもの権利委員会	11月13日(木) 17:30～19:30	明治安田生命ビル第1会議室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について
第14回子どもの権利委員会	12月18日(木) 17:00～19:00	教育文化会館 第6学習室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について	
2009年 (平成二十一年)	第15回子どもの権利委員会	1月8日(木) 17:30～19:30	明治安田生命ビル第2会議室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について
	第1回【評価検討作業部会】	1月15日(木) 16:00～18:00	教育文化会館 談話室	子どもの権利に関する施策の評価について
	第16回子どもの権利委員会	2月6日(金) 17:30～19:30	明治安田生命ビル第1会議室	乳幼児期の子どもの相談・救済について対話の進め方について
	第2回【評価検討作業部会】	3月30日(月) 13:30～15:30	J A セレサ みなみビル 会議室	対話について
	第17回子どもの権利委員会	4月16日(木) 17:40～19:40	明治安田生命ビル第1会議室	障がいのある子どもの現状 子どもの相談及び救済に関する事業調査対話について
	第3回【評価検討作業部会】	5月17日(日) 13:30～15:30	川崎市子ども夢 パーク ごろり	川崎市子ども会議との対話の事前説明
第18回子どもの権利委員会	5月21日(木) 14:00～17:00	いさご会館 第4・5会議室	行政との対話（教育委員会共生・共育担当、教育委員会総合教育センター、教育改革推進担当、児童相談所、区役所こども支援室）	



2009年 (平成二十一年)	第19回子どもの権利委員会	5月22日(金) 17:30~20:00	すくらむ21 会議室	行政との対話 (人権オンブズパーソン)
	第20回子どもの権利委員会	5月28日(木) 18:00~20:20	中原市民館 第3・4会議室	市民団体との対話(CAPかわさき、エンパ ワメントかながわ、かわさきチャイルドライ ン)
	第21回子どもの権利委員会	6月7日(日) 13:30~15:30	川崎市子ども夢 パーク ごろり	子どもとの対話(川崎市子ども会議ほか)
	第4回 [評価検討 作業部会]	7月9日(日) 18:00~20:00	高津市民館 第6会議室	対話内容のまとめについて 答申書の作成について
	第22回子どもの権利委員会	7月16日(金) 18:00~20:00	明治安田生命ビ ル第1会議室	答申書の構成について 対話内容のまとめについて 答申までの日程調整について
	第5回 [評価検討 作業部会]	8月5日(水) 18:50~20:50	中原市民館 第2会議室	提言内容の抽出について 答申書の構成について
	第6回 [評価検討 作業部会]	8月26日(水) 18:50~20:50	明治安田生命 ビル第1会議室	提言、課題、現状、成果の記述内容につ いて 答申書の構成について
	第7回 [評価検討 作業部会]	9月15日(日) 18:30~21:00	明治安田生命 ビル第1会議室	第1章(パート1)の構成と役割分担に ついて 答申書第2章(パート2)について 答申までのスケジュールについて
	第23回 子どもの権利 委員会	10月1日(木) 18:00~20:10	明治安田生命ビ ル第1会議室	答申書の構成案 第2章答申書案の審議 第3章資料編の内容について
	第8回 [評価検討 作業部会]	10月23日(金) 16:00~18:00	第3庁舎 特別会議室	答申書第2章案について 答申書第3章案について
	第24回 子どもの権利 委員会	10月29日(木) 18:00~20:00	明治安田生命ビ ル第1会議室	答申書第2章案について 答申書第3章案について
第9回 [評価検討 作業部会]	12月10日(木) 18:00~20:00	市民・こども局 東館会議室	答申書案について	
2010年 (平成二十二年)	第3期 子どもの権利 委員会答申	2月23日(火) 16:00~17:00	市長応接室	市長答申
	第4回正副委 員長会議	5月7日(日) 14:00~16:00	第4庁舎4階第 3会議室	第3期権利委員会のスケジュール 第3次行動計画への委員会意見 第3期権利委員会の自己評価報告 答申への措置報告の書式
	第25回子ども の権利委員会	5月21日 (金) 18:00 ~20:00	明治安田生命ビ ル第1会議室	第3期権利委員会のスケジュール 第3次行動計画への委員会意見
	第5回正副 委員長会議	7月8日(木) 14:00~16:00	中原市民館 視聴覚室	第3次行動計画への委員会意見について

2010年 (平成二十二年)	第26回子どもの権利委員会	7月22日(木) 18:00~20:00	明治安田生命ビル第1会議室	第3次行動計画の策定について 答申への措置報告について
	第1回《作業部会》	8月7日(土) 17:30~20:00	中原市民館 第6会議室	第3次行動計画への委員会意見について 答申への措置報告書について
	第2回《作業部会》	8月18日 (水) 13:30~ 16:00	第4庁舎4階第1会議室	第3次行動計画への委員会意見について 答申への措置報告書について
	第27回子どもの権利委員会	8月26日 (木) 18:00~ 20:00	高津市民館 第1会議室	第3次行動計画への委員会意見について 第3期子どもの権利委員会報告書素案について
	第28回子どもの権利委員会	9月3日(金) 18:30~20:30	明治安田生命ビル第1会議室	第3期子どもの権利委員会報告書(案) 第3次行動計画への委員会意見(確認)
	第3回《作業部会》	9月7日(火) 17:50~20:20	中原市民館 第6会議室	第3期子どもの権利委員会報告書について
	第6回正副委員長会議	9月17日(金) 18:00~20:00	第4庁舎 第3会議室	第3期子どもの権利委員会報告書について

### 第3期子どもの権利委員会の構成

- (1) 子どもの権利委員会(開催数:28回、委員数10名)  
根拠「川崎市子どもの権利に関する条例第38条」  
※ 「子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進する機関」
- (2) 子どもの権利委員会調査部会(開催数:8回、部会委員数5名)  
根拠「川崎市子どもの権利委員会規則第6条」  
※ 「子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」を作成するための部会
- (3) 子どもの権利委員会評価検討作業部会(開催数:9回、部会委員数4名)  
根拠「川崎市子どもの権利委員会規則第6条」  
※ 子どもの権利に関する施策所管部局の自己評価調査案、職員・市民・子どもとの対話のまとめ、答申書の素案を作成するための部会
- (4) 子どもの権利委員会作業部会(開催数:3回、部会委員数5名)  
根拠「川崎市子どもの権利委員会規則第6条」  
※ 第3次行動計画への委員会意見案、第3期委員会報告書案を作成する部会
- (5) 子どもの権利委員会正副委員長会議  
根拠「川崎市子どもの権利委員会規則第6条」  
委員会のスケジュール調整、委員会審議の方向性などを協議する部会

#### 4 第3期川崎市子どもの権利委員会委員名簿

(2010(平成22)年9月3日現在)

(敬称略・50音順)

氏名	主な経歴	備考
荒牧 董 人	山梨学院大学法科大学院教授	委員長、調査部会、評価検討作業部会、作業部会構成員
有北 郁 子	特定非営利活動法人ままとんきっず理事長	
小倉 敬 子	LET'S 国際ボランティア交流会代表、異文化交流アドバイザー	〇副委員長、評価検討作業部会、作業部会構成員
小 塚 淳 子	弁護士(松ヶ丘法律事務所)	評価検討作業部会部会長 作業部会構成員
竹本 桂 一	小児科医師、川崎市医師会副会長	
田中 幹 大	公募市民委員	
西山 克 枝	公募市民委員(2008(平成20)年7月1日から)	
野村 武 司	獨協大学法科大学院教授	作業部会構成員
半田 勝 久	東京成徳大学子ども学部准教授	調査部会部会長、評価検討作業部会部会長代行 作業部会構成員
山内 卓 哉	臨床心理士、スクールカウンセラー	調査部会構成員

調査部会構成：荒牧委員長、半田委員(部会長)、山内委員、内田臨時委員、斎藤臨時委員

評価検討作業部会構成：荒牧委員長、小倉副委員長、小塚委員(部会長)、半田委員(部会長代行)

作業部会構成：荒牧委員長、小倉副委員長、小塚委員、野村委員、半田委員

#### ◇第3期川崎市子どもの権利委員会に在任した委員

(敬称略・50音順)

後藤 美 穂	公募市民委員(2007(平成19)年9月から2008(平成20)年3月)	
--------	--------------------------------------	--

#### ◇臨時委員(調査委員会委員として2007(平成19)年11月26日から2008(平成20)年11月25日まで委嘱)(敬称略・50音順)

内田 塔 子	東洋大学ライフデザイン学部専任講師(教育学)	調査部会構成員
斎藤 富 由 起	千里金蘭大学生生活科学部児童学科准教授(臨床心理士)	調査部会構成員

第3期川崎市子どもの権利委員会報告書

2010（平成22）年9月

川崎市子どもの権利委員会

事務局 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室子どもの権利担当

電話 044-200-2344 ファックス 044-200-3914